

令和3年度 第1回 春日区地域協議会

次 第

日時：令和3年4月20日(火) 午後6時30分から
会場：上越市市民プラザ 第3会議室

延べ1時間55分

1 開 会

【2分】

2 あいさつ

【3分】

3 議 題

(1) 報告事項

① 上越市総合体育館等大規模改修工事について 【10分】

(2) 協議事項

① 年間スケジュールについて 【10分】

② 地域活動支援事業の募集・審査・採択に係る基準等について(確認) 【20分】

③ 地域活動支援事業の実施結果の検証方法について 【50分】

④ 審査のスケジュールについて 【15分】

(3) その他

4 そ の 他

(1) 次回開催日の確認 【5分】

- 日時 令和3年 月 日 () 午後6時30分から
- 会場 上越市市民プラザの会議室を予定
- 内容 ・令和3年度提案事業に係る質問事項の確定

(2) その他

5 閉 会

資	料	1
令和3年4月20日		
スポーツ推進課 危機管理課		

上越市総合体育館等大規模改修工事について

1 上越市総合体育館等大規模改修工事の実施に伴う施設の休館について

(1) 工事目的

昭和54年8月開館以来40年が経過し、照明機器、トイレ等衛生器具類をはじめ、スポーツ競技用設備等の経年劣化等が進行していることから、当該施設の大規模改修工事を実施するもの

(2) 主な工事内容

- ・ 屋上防水工事
- ・ 外壁改修工事
- ・ 照明のLED化工事
- ・ 空気調和設備の設置更新
- ・ その他バリアフリー化改修工事 など

(3) 工期、休館期間

- ・ 令和3年6月1日（火）～令和4年3月31日（木）まで
※ 現場工事着手は、令和3年7月上旬を予定

2 指定避難所について

上記の工事期間中は施設利用ができないことから、災害発生時において避難が必要な場合は、次の指定避難所をご使用ください。

- 上越市総合体育館から最寄りの指定避難所
高志小学校、春日中学校等

3 関係町内会への周知状況

- ・ 令和3年3月10日（水）に各町内会長等へ事前説明
※ 町内へは後日、町内回覧にて周知を予定

令和3年度 春日区地域協議会年間スケジュール（案）

項目	詳細	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
A 自主的審議	研修					○自主的審議に係る勉強会や現地確認など	適宜 (必要に応じて)							
	審議				○自主的審議に係る説明 ○前期委員が行った自主的審議の結果の共有	○審議テーマについての検討				○審議テーマの決定	★研修、審議、情報交換会等の中で見えてきた課題等を次年度の地域活動支援事業(募集要綱・採択方針等)に活かす。	(審議を継続)		
	町内会長等との情報交換会 等							(反映)	【仮】 ○町内会長等との情報交換会				地域協議会活動報告会	
B 地域活動支援事業	令和2年度事業	○事業結果概要書の配付											地域活動支援事業事前説明会	
	令和3年度事業	○募集[4/1~4/21]	○質問の確定 ○プレゼンテーション[5/29]	○意見交換 ○審査・採択すべき事業の決定	○採択結果の検証・課題等の洗い出し					(反映)	(反映)			○事業結果概要書の配付
	令和4年度事業 ※予算成立が前提			(反映)		※採択や配分残額の状況によっては追加募集を実施					○募集要項・採択方針等の見直し協議(自主的審議の反映含む)			○募集[4/1~]
C その他	協議会だよりの発行(班回覧)				○第36号(主な内容) ・地域活動支援事業の審査・採択結果				○第37号 ※自主的審議の状況を踏まえ、必要に応じて発行			○第38号(主な内容) ・新年のあいさつ ・活動状況報告 ・事前説明会の開催告知	(反映)	○特別号(地域活動支援事業応募の手引き)
	市からの諮問・報告事項等							随時						
	その他	○年間スケジュールの確認								※令和2年度は「地域協議会会長会議」を11月に開催				※令和2年度は「地域活動フォーラム」を3月に開催

【メモ】

令和3年度

地域活動支援事業応募の手引き(春日区)

私たちの地域をもっとよくする
「まちづくり活動」の提案を募集します！

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和3年度に実施する事業の提案を以下のとおり募集します。奮ふるってご応募ください。

● 募集期間

4月1日(木)から4月21日(水)まで【必着】

※ 土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

郵送の場合は、
4月21日の
消印まで有効

● 実施方法

★ 事業の内容

団体等が主体的に取り組む「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のための活動(=事業)のうち、所定の審査を通過したものに対し、市が補助金を交付します。(活動の種類や分野は問いません。)

【ご注意ください!!】次のような事業は対象となりません。

- ① 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ② 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ③ 公序良俗に反する事業
- ④ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業(事業計画の策定や推進のための会議など)
- ⑥ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

★ 提案できる人

5人以上で構成する市内で活動する法人または団体の皆さんです(政治活動や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く)。新しく立ち上げた団体等も対象となります。

★ 事業の実施期間

令和4年3月31日まで(経費の支払い、実績報告書の提出を含む)

※ 地域活動支援事業は、市民の皆さんが自ら補助金の使い道を考え、活動することを通じて、市民の皆さんに「自治」や「地域づくり」について考えていただく機会でもあります。

※ この趣旨を踏まえ、地域協議会では、地域の課題や目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの思いを採択方針や事業の審査に反映することとしています。

● 支援内容

★ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

【ご注意ください!!】 次のような経費は対象となりません。

- ① 事業提案や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
- ② 提案団体等の運営に要する経費（人件費・事務所の家賃等）
- ③ 提案団体の構成員が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇親会の食事代等。作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象経費に含めることができますが、審査の結果、補助の対象とならない場合があります。）
- ④ 会議の時のお茶代・菓子代
- ⑤ 金券等（商品券・サービス券等）の発行に係る経費
- ⑥ その他、対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

● 補助金の額

春日区の予算(配分額)： 1,050 万円

補助率：10/10(100%)以内 補助下限額：5万円(5万円以上の事業が対象)

※ 補助希望額の総額が予算額(配分額)に満たない場合でも、審査により減額する場合があります。

- ・ 補助金額は、春日区の予算（配分額）の範囲内で決定します。
- ・ 補助金額は千円単位です。（千円未満の端数は、応募団体等の負担となります。）
- ・ 提案事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われなかった場合や、補助希望額どおりとならない場合があります。

● 応募方法

★ 事業提案書の提出

所定の事業提案書に必要事項を記入し、資料（団体の規約、見積書^{※1}、図面など）、「春日区地域活動支援事業 事業提案に係る確認事項」とともに、中部まちづくりセンターに郵送^{※2}（4月21日の消印まで有効）または持参等で提出してください。

- ・ 提案に当たっては、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。（応募に必要な様式及びQ&Aは、まちづくりセンターの窓口で配布するほか、市のホームページからダウンロードすることができます。）
- ・ 補助の決定前に事業に着手した場合も補助の対象となります（事業提案書の提出日以降の活動に限る）が、審査の結果、不採択となる場合や補助希望額どおりとならない場合があります。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（審査終了後に、所有者の承諾書を提出していただく必要があります。）

※1 1件あたり10万円以上の経費については、2者以上の見積書の添付が必要です。

※2 新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、郵送等での提出にご協力ください。

● 提案事業の審査

★ 審査の進め方

- ✓ 提案事業の審査は春日区地域協議会が行い、その結果を踏まえて市が補助を行います。
- ✓ 春日区地域協議会の審査では、すべての委員が「Ⅰ採択方針」に適合するかどうかの判定と「Ⅱ共通審査基準」に基づく採点を行ったのち、協議によって総合的に採否を判断します。
- ✓ 提案事業を実施する意義や活動の内容を正しく理解するため、プレゼンテーション審査を実施します。**プレゼンテーション審査には、すべての団体の出席をお願いします。**

Ⅰ採択方針 … 地域自治区が抱える地域課題等に応じて、どのようなテーマの事業を実施すべきかを明らかにしたものです。

地域住民が安心して暮らせる地域づくりを進めるとともに、春日山城跡を中心とした豊かな歴史、文化と自然の宝庫を活かし、保存整備を基本とした環境整備のため、住民が自主的・主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。

- 行政と住民、NPO など団体と住民が協働して取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業
- 地域住民が心豊かで安全安心に暮らせる住みよいまちづくりを進める事業
- 春日区の自然景観と観光資源の整備活用を図る事業
- 観光に関係するイベントの企画、実行や特産品開発などにより、地域力の向上に資する事業
- 関係団体や地域住民の総力をあげた環境への関心向上のための事業
- 春日山を中心とした地域の自然・里山・歴史等を学ぶ事業
- 芸術・文化・スポーツを通じた活動により、地域の活性化に資する事業
- 地域住民が互いに尊重し理解を深め、繋がりを形成できる事業

Ⅱ 共通審査基準 … 全市共通の項目と視点により採点します。

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。	5 点
	・ 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。	
	・ 全市的な方向性と合致しているか。	
②必要性	・ 提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。	5 点
	・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。	
	・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。	
	・ 緊急性の高い提案事業であるか。	
③実現性	・ ほかの方法で代替できないものであるか。	5 点
	・ 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。	
	・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。	
④参加性	・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。	5 点
	・ 資金調達規模や時期に無理はないか。	
	・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。	
⑤発展性	・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。	5 点
	・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。	
	・ 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。	
	・ 提案団体に、信頼性や将来性はあるか。	

● Q&A

Q 事業で備品を購入してもよいですか。

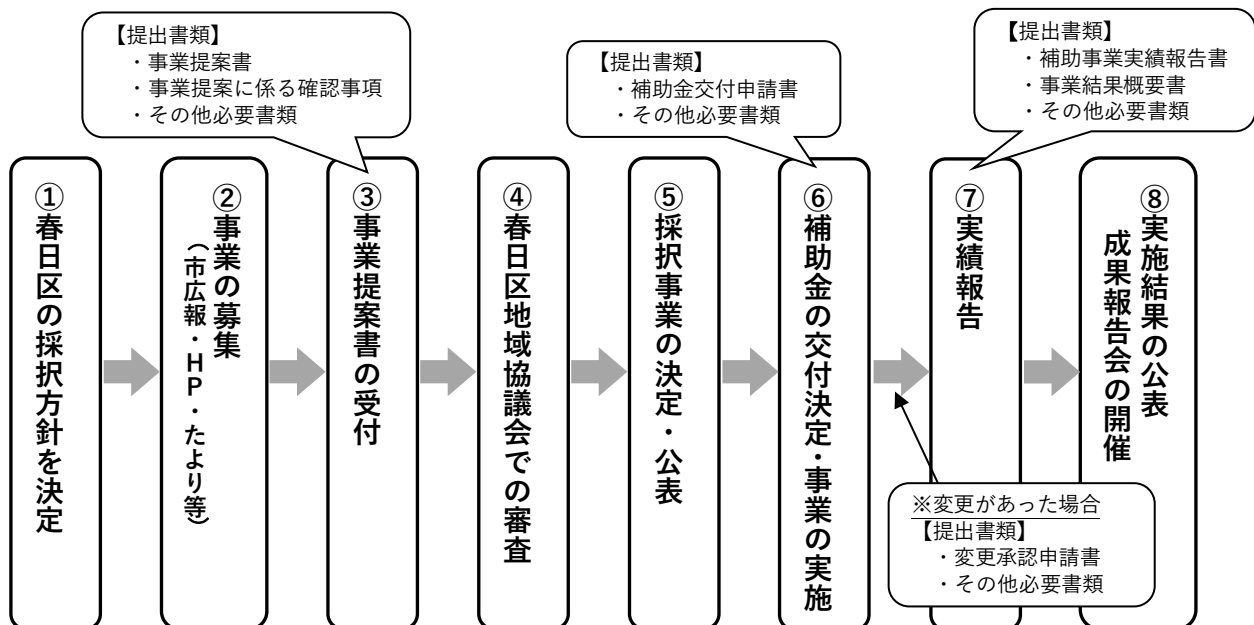
A 基本的にはレンタル等で対応してください。しかし、地域の課題解決や活力向上を図るための活動に不可欠な備品であることを前提に、備品の使用頻度や費用面を考慮した結果、購入の方がメリットが大きい場合や、レンタル等ができない場合は、補助の対象とすることができます。この場合、レンタル等で対応できない理由や償却期間までの活用予定、管理体制などを確認させていただきます。

Q 多忙のためプレゼンテーションに出席できません。

A 代表の方の出席が難しい場合は、代理の方の出席をお願いします。代理の方の出席も難しい場合は、プレゼンテーション開催日とは別にご説明いただく機会を設けるなど、すべての提案についてプレゼンテーション審査が行えるよう調整します。

※ ご不明な点がございましたら、中部まちづくりセンターまでお気軽にお問い合わせください。

● 事業の流れ



● 事業の紹介・公表

提案いただいた事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。また、実施した事業について、事例集の作成や成果発表会を予定していますので、事業を提案される場合は、あらかじめご承知おきください。

● ご相談・ご応募先はこちらです！

担当する地域自治区	事務所	所在地
春日区 ・新道区 諏訪区・津有区 高士区	中部まちづくりセンター	〒943-0821 上越市土橋 1914-3 (上越市市民プラザ 2 階) ☎ 025-526-1690 (直通) FAX 025-522-2678 E-mail : chubu-machi@city.joetsu.lg.jp



上越市

自治・市民環境部 自治・地域振興課

令和3年度 地域活動支援事業の審査方法について

1 審査から採択決定に至るまでの流れ

★太字は前年度からの変更

(1) 審査の流れ

今年度の方針	
★ <u>下線部</u> は委員が行う作業	
①事務局：事業提案書、質問票を委員に配付	
↓	
②委員： <u>事業提案の内容を確認</u> ⇒ (質問がある場合) <u>質問票を作成し、事務局へ提出</u>	
↓	
③事務局：質問一覧を委員へ配付	
↓	
④委員： <u>質問一覧の内容確認</u>	
↓	
【協議会Ⅰ開催】	
⑤委員： <u>質問一覧による課題の共有と質問事項の確定</u> (質問数の制限なし。)	
↓	
⑥事務局：確定した質問事項を提案者へ通告	
↓	
⑦提案者： <u>質問事項に対する回答を作成し、事務局へ提出</u>	
↓	
⑧事務局： <u>回答一覧を委員へ配付</u>	
↓	
【協議会Ⅱ開催】 ※プレゼンテーション (全事業を対象に審査を実施する。)	
⑨提案者： <u>プレゼンテーション実施</u> (事前に通告した質問の回答は含まない。)	
・事業の説明及び再質問への回答	
委員： <u>関連質問(再質問)</u>	
↓	
【協議会Ⅲ開催】 ※プレゼンテーション予備日	
⑩委員： <u>意見交換の実施</u>	
事務局：採点票及び減額案検討シートの配付	
↓	
⑪委員： <u>採点票及び減額案検討シートを作成し、事務局へ提出</u>	
↓	
⑫事務局：結果集計 ⇒ 採点結果一覧、減額案一覧を委員に配付	
↓	
【協議会Ⅳ開催】	
⑬委員： <u>審査・採択すべき事業の決定</u>	

(2) 審査方法 (※ 参考資料に記載する事項は記載を省略)

項目	今年度の方針
疑問点の解消方法	①提案書確認で生じた疑問点は、書面にて提案者に通告し、書面にて回答を得る。 ②すべての事業についてプレゼンテーション審査を行い、提案書に記載のない事項や提案者の想いを中心に説明してもらう。 ③プレゼンテーション審査では、委員は、事前に通告した質問の回答に不明な点がある場合のみ再質問することができる。再質問は、議事が円滑に進むよう会長が進行する。
順位付けの方法	① 共通審査基準の平均点の合計得点が高い順に順位付けを行う。 ※ 採択方針への適合判定結果は、採否並びに採択額決定時の参考とする。 ② 「評価の低い事業」とする基準 ・「採択方針」の適合性 … 委員の2/3以上が採択方針に“適合しない”と判断する事業 ・共通審査基準に基づく採点 … 5項目のうち、1つでも平均点が2点未満の事業 ※ 「評価の低い事業」は、事務局で順位付けを行わず、協議会で採否を協議する（上記①で順位付された事業の下位に置く）。
補助率	10/10 以内(審査・採択の過程で減額等の対応が可能)

2 採択事業と採択額の決定方法

項目	内容	今年度の方針
①採択事業の仮決定	不採択とすべき事業を仮決定する。	・集計結果の順位を参考にして仮決定 ※採択事業となっても、採択額の協議の過程で予算配分ができず、実質不採択となることがある。
②採択額の仮決定	採択すべき事業の採択額(補助額)を仮決定する。	・補助総額が配分額に対して、どの程度になるかを見極めるため、集計結果を原則として尊重して採択額を仮決定
③採択事業と採択額の採択決定	仮採択並びに決定額の妥当性を検証する。	・仮採択事業を再確認し、必要に応じて調整のうえ本決定 ・また、不採択並びに減額対応とした提案について、提案者に説明する判断理由を確認・整理

3 申し合わせ事項

項目	今年度の方針
委員が事業提案者の場合の当該事業の審査	・該当する委員は、提案のあったすべての事業の審査・採点を行う。ただし、当該事業を擁護する発言は自粛することとする。 ・該当する委員は、プレゼンテーションも自粛する。 ※一般の提案団体との公平性・公正性を保つ観点から上記の対応をとるもの。
補助対象外とする事業・経費	・令和3年度の当初の提案事業の審査において、個々の事業・経費に対する補助の適否や補助率等について精査していく中で、類似の事業や経費に共通して適用できるルール(基準・規則)あるいはガイドライン(指針・指標)を検討し、以降の募集・審査・採択に適用していく。
個別の費目ごとの補助率など	

令和3年度地域活動支援事業(当初募集) 審査スケジュール(修正案)

※ 委員の作業を太字で表記

工程	日程	経過日数	作業内容	摘要
事業提案書の受付	4月1日(木)～ 4月21日(水)	0	(工程のとおり)	21日間
提案書等の発送	4月28日(水)	7	・提案書一式の配付 ・質問票(様式)の配付	大型連休前に発送
①提案書の精読、 質問(案)の作成	提出期限 5月10日(月)正午	19	・提案内容を把握 ・提案内容に生じた疑問点を様式に記入し提出	質問票は、質問がある委員のみ提出
質問(案)の発送	5月11日(火)	20	・質問(案)一覧の配付	—
②質問(案)の確認	—	—	・各委員が作成した質問(案)を把握	—
【地域協議会Ⅰ】 ③質問の確定	5月14日(金)	23	・個別質問、共通質問を確定	小グループで質問を整理した後、全体で確認
質問の事前通告	5月17日(月)	26	・提案ごとの質問一覧及び回答様式を送付	—
提案者による回答 及びプレゼン準備	提出期限 5月24日(月)	—	・回答様式に記入し提出 ・プレゼンテーションの準備	—
回答の発送	5月26日(水)	35	・提案者からの回答一覧の配付	—
○回答の確認	—	—	・各委員が提案者からの回答を把握	—
【地域協議会Ⅱ】 ④プレゼンテーション審査	5月29日(土)	38	・プレゼンテーションと再質問の回答	提案者が出席しやすいよう土日に設定
【地域協議会Ⅲ】 ⑤意見交換 (+プレゼンテーション審査(予備日))	6月1日(火)～ 6月4日(金)の間	41～44	・意見交換で提案内容の課題等を整理・共有 ・採点票(様式)、減額案検討シート(様式)の配付	提案者の都合に合わせて日を設定
⑥採点、 減額案の作成	提出期限 6月8日(火)～ 6月11日(金)の間	48～51	・採点票で採点し提出 ・減額案を記入し提出	全委員が提出
採点結果一覧等の 発送	6月16日(水)～ 6月18日(金)	56～58	・採点結果一覧の配付 ・減額案一覧の配付	—
⑦採点結果等の確認	—	—	・全委員による採点の結果や減額案を把握	—
【地域協議会Ⅳ】 ⑧採択すべき事業の決定	6月22日(火)～ 6月25日(金)	62～65	・採択すべき事業及び額を決定 ・残額があれば追加募集実施の有無等を決定	—

(注) ⑤の開催日は、提案団体の都合を踏まえて決定します。⑥以降の開催日は、⑤の開催日をもとに決定します。

(検討資料) 地域活動支援事業 実施結果の検証について

1 検証の意義

- ・ 補助金が「身近な地域の課題解決と活力の向上」に寄与したか評価する。
- ・ 検証の対象とした事業が次年度以降に継続して提案された際の審査に活かす。

2 対象事業

令和 2 年度に採択したすべての事業（取下げとなった事業を除く。）

3 実施時期

令和 3 年度の提案事業の審査前

4 検証（評価）結果の活用方法 …検証結果をどのように審査に反映するか…

5 検証（評価）の実施方法 …何をどのように検証するか…